

令和 6 年度 財政援助団体等監査報告書

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による財政援助団体等に対する監査

第 2 東海村監査基準への準拠

令和 6 年度財政援助団体等監査は、東海村監査基準に準拠して実施した。

第 3 監査の対象課室及び対象補助金

1 環境政策課所管

補助金名	東海村とうかい環境村民会議環境活動事業費補助金	
対象団体	とうかい環境村民会議	(補助額 3,442,053 円)

2 子育て支援課所管

補助金名	東海村民間学童クラブ運営費補助金	
対象団体	チューリップ学童クラブ	(補助額 6,301,000 円)
対象団体	学童クラブ 村っこ学童	(補助額 8,152,000 円)
対象団体	学童クラブ ジョリーボート	(補助額 18,764,000 円)
対象団体	社会福祉法人オークス・ウェルフェア	(補助額 25,006,000 円)
対象団体	学童クラブ わんだーらふ	(補助額 6,735,000 円)

3 農業政策課所管

補助金名	東海村病虫害防除協議会補助金	
対象団体	東海村病虫害防除協議会	(補助額 2,500,000 円)

4 学校教育課所管

補助金名	東海村小・中学生各種大会派遣費補助金	
補助団体	白方小学校	(補助額 223,013 円)
補助団体	村松小学校	(補助額 666,810 円)
補助団体	東海中学校	(補助額 913,337 円)
補助団体	東海南中学校	(補助額 1,971,237 円)

第 4 監査期日

令和 6 年 11 月 14 日 (木)

第 5 監査の方針及び方法

令和 5 年度に村から補助金の財政的援助を受けた団体の事業の執行が、財政的援助の目的に沿って適切に実施され、十分な効果が上げられているか、また、補助金の出納が

適正であったか、さらに、補助金の所管課は補助団体に対して指導・監督を適切に行ったかどうかを主眼に監査を行った。

監査の実施に当たっては、所管課から提出された補助金交付関係書類一式、団体から提出された財政援助団体等監査調書、規約、予算決算関係書類、日計記帳及び証拠書類の確認を行うとともに、所管課から事業、経理内容等について説明を聴取した。

第6 監査の結果

1 東海村とうかい環境村民会議環境活動事業費補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、東海村環境基本計画の、自然豊かな環境を一人ひとりが力を合わせて守り育て、ライフスタイルを見直し、持続可能な社会を足もとから実現するという理念に基づき、村内の環境保全活動や村民向けの普及啓発を行うための経費を補助するものである。

(2) 団体の概要

とうかい環境村民会議は、平成24年4月に設立され、事務局は東海村役場環境政策課に置き、令和6年3月末日現在の会員数は30名である。令和5年度の補助金は、約9割を環境フェスタ開催事業に充当し、その他を4つの部会（自然共生社会部会・低炭素社会部会・循環型社会部会・生活環境部会）及び共通の経費に充てている。

東海村とうかい環境村民会議環境活動事業費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	決算額/予算額
前年度	3,944,000	3,044,561	77.2%
当該年度	3,944,000	3,442,053	87.3%
前年度比	100.0%	113.1%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	3,944,000	3,944,000	100.0%
決算(確定時)	3,442,053	3,442,053	100.0%

(3) 監査の結び

補助金関係事業は適正に行われ、会計帳簿も適切に整備されており、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。

補助金返還の事務処理については、返還通知書と返納通知書兼領収書において、納期限の齟齬が生じていた。返還通知書は村財務規則第30条の規定のとおり、通知書発行から20日以内の期限が記載されていたが、返納通知書兼領収書においては規定を過ぎた期限が記載され、領収日は返還期限を過ぎていた。

東海村補助金等交付規則によれば、延滞金が発生している。これは、上述のように、実際の返納に使用する返納通知書兼領収書に間違った納期限を記載して通知した事務的ミスによるものである。このようなことのないよう、書類を作成する際には、基本的な事項を確認してもらいたい。

2 東海村民間学童クラブ運営費補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を授業終了後に預かる団体に対し、児童福祉法に規定する放課後児童健全育成事業に係る経費に対して補助金を交付するものである。

(2) 団体の概要

令和5年度の補助金交付団体は5団体であり、その全てを監査の対象とした。補助金は児童数や開所日数等で決定されるが、どの団体も補助金の大半を職員の人件費に充てており、全体の約9割を占め、その他を送迎用の車両の燃料費やリース・運行管理委託費等に充てていた。

東海村民間学童クラブ運営費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	決算額/予算額
前年度	71,999,000	69,079,663	95.9%
当該年度	68,365,000	64,958,000	95.0%
対前年増減	-3,634,000	-4,121,663	
前年度比	95.0%	94.0%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	91,661,000	67,254,000	73.4%
決算(確定時)	87,318,263	64,958,000	74.4%

(3) 監査の結び

補助金関係書類については、必要な書類は揃っており、補助金の事務手続きはおおむね適正に行われていた。

一部の団体において、申請書の対象学童数や実績報告書の職員の配置状況の記載について誤りが認められた。これらは、補助金の交付対象に係る放課後児童支援員等配置基準や補助金額に影響を与えるので、所管課ではきちんと確認をしてもらいたい。

当該補助金については、国の制度に基づき交付されるものであり、現行の村の要綱が国の要綱と異なるところや、分かりづらい表記について、現在所管課で改正の準備を進めているとのことであり、適切に進めてもらいたい。

本補助制度は複雑で分かりにくいため、所管課では令和5年度から団体向けの勉強会を開催しているとのことであり、今後も情報を共有する場を設け、事業を円滑かつ適切に進められるよう努めてもらいたい。

事業に関する会計書類の提出を求めたところ、予算書及び決算書が存在しない団体、帳簿を作成していない団体があり、作成された内容についても不明瞭な団体が認められた。また、内部監査を実施していない団体も見受けられたので、正しい会計処理が行われるよう実施した方がよい。税金により拠出される補助金であるので、所管課においては、適正な運営が行われるよう、団体に対し、適宜調査を行い、指導してもらいたい。

3 東海村病虫害防除協議会補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、村内の水田における水稻病虫害の発生及びまん延を防止し、良質な米の安定した生産を図るため、「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」に定めるもののほか、「茨城県空中散布無人航空機適正利用指導要領」に定めるところにより、人畜・農作物及び周辺環境等に対する安全性を確保しつつ、安全かつ円滑に実施するための経費の一部を補助するものである。

(2) 団体の概要

東海村病虫害防除協議会は、昭和40年6月に設立され、令和6年3月末日の会員数は23名であり、事務局は農業政策課が担っている。

令和5年度は、242haの面積の散布を実施している。

東海村病虫害防除協議会補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	決算額/予算額
前年度	3,000,000	2,444,000	81.5%
当該年度	2,500,000	2,500,000	100.0%
前年度比	83.3%	102.3%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	7,905,000	2,500,000	31.6%
決算(確定時)	6,891,460	2,500,000	36.3%

(3) 監査の結び

当該団体の会計帳簿はおおむね適正に整備され、事業実績内容も補助の目的に照らして一定の成果が認められた。

補助金の手続きにおいては、収支予算書及び収支決算書において、補助金交付要綱に定められている補助対象経費ではない賃借料（賦課金徴収システム）が補助金に充当されていた。また、事業報告書の事業内容については、要綱に定められた様式・内容とは異なるものであった。

補助金は要綱に従い交付されるものなので、事業遂行に必要な経費で補助金支出として問題のない経費であれば補助対象経費とするべきであるし、事業報告書も要綱どおりに記載されることが望ましいので、要綱を本補助金の実態に合うよう見直した方がよい。

4 東海村小・中学生各種大会派遣費補助金

(1) 補助事業の概要

当該補助金は、学校教育の一環として、スポーツ活動及び文化活動の振興並びに個性的で活力ある児童生徒の育成を図るとともに、保護者の負担を軽減することを目的として、関東大会以上の大会への児童生徒の派遣に要する経費（交通費・宿泊費・楽器運搬費）を助成するものである。

(2) 団体の概要

各種大会に出場する学校長が代表となり、大会ごとに事業計画を立て、村やその他の補助金の手続きを行い、実際に係る費用を支出し、児童生徒の保護者や引率者が負担する費用を徴収し、清算処理を行っている。

令和5年度は、白方小学校1件、村松小学校4件、東海中学校6件、東海南中学校9件、計20件の交付が行われた。

東海村小・中学生各種大会派遣費補助金

予算決算比較表

単位:円

	予算額	決算額	決算額/予算額
前年度	2,750,000	2,731,677	99.3%
当該年度	3,786,000	3,774,397	99.7%
前年度比	137.7%	138.2%	

補助割合表

単位:円

	事業経費	補助金額	割合
当初(申請時)	7,802,654	4,583,528	58.7%
決算(確定時)	7,325,128	3,774,397	51.5%

(3) 監査の結び

本補助事業は、学校におけるスポーツ・文化活動の振興や児童生徒の育成、保護者の負担軽減に寄与するものである。補助事業に係る所管課及び学校の事務の執行については、おおむね適正に行われていたが、一部に以下の不適切な点があった。

補助金事務手続きについては、学校から提出された一部の書類において、収支予算書の事業予算や算出根拠、収支決算書の予算額や決算額、決算額の根拠（備考）に誤記載があった。また、村が作成する補助金交付決定審査調書において、総事業費や補助対象外経費が正しく記載されずに査定されているものがあった。補助金を交付決定する際には、内容を十分に確認してもらいたい。

事業経費については、バス借上代において、乗車人数に対し車種が大きく経費が過大であると認められるものがあった。大切な税金から拠出する補助金であるので、交付決定する際に、学校に対し経済的な事業の執行を心掛けるよう指導してもらいたい。

以上、報告する。

令和6年12月19日

東海村監査委員 土尻 滋

東海村監査委員 笹嶋 士郎